

徳島市加茂名デイサービスセンター
指定管理者募集要項

平成28年8月
徳島市介護・ながいき課

目 次

第1	募集の目的	1
第2	募集の内容	
1	施設の概要	1
2	通所介護事業の定員	1
3	開所日及び開所時間	1
4	指定管理者が行う業務の範囲及び管理運営に関する基本的な考え方	1
5	職員及び職員数	2
6	指定期間	2
7	備品の取り扱い	2
8	施設等の修繕	2
第3	申請資格	2
第4	申請方法等	
1	募集要項の公表及び配布	3
2	現地説明会	3
3	質疑及び回答	4
4	申請方法	4
5	その他	5
第5	選定方法	
1	選定方法	5
2	選定基準	5
3	指定管理者の候補の選定	6
4	選定委員会	6
第6	指定管理者の指定及び協定締結	
1	指定管理者の指定	6
2	協定の締結	6
第7	留意事項	
1	指定の取り消し	6
2	審査の対象、優先交渉権者又は指定候補者からの除外	7
3	その他	7
第8	問い合わせ先	7

徳島市加茂名デイサービスセンター指定管理者募集要項

第1 募集の目的

徳島市加茂名デイサービスセンター（以下「センター」という。）は、身体が虚弱な在宅高齢者等に対し、各種のサービスを提供することにより、自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の負担の軽減を図るため、設置されています。

このたび、徳島市は、センターの管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年徳島市条例第21号）の規定に基づき、平成24年度から平成28年度の指定管理者の指定期間満了に伴い、以下によりセンターの管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

第2 募集の内容

1 施設の概要

- (1) 名称 徳島市加茂名デイサービスセンター
- (2) 所在地 徳島市庄町5丁目48番地
- (3) 施設内容 平成3年11月開所
厨房・食堂・浴室・日常動作訓練室・相談室等
鉄筋コンクリート造平屋建 381.56㎡

(4) 介護保険事業利用実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用者数（人）	5,398	4,805	4,596	4,798
一日平均（人）	18.4	16.4	15.6	16.2

2 通所介護事業の定員

33人

3 開所日及び開所時間

(1) 開所日

毎週月曜日から土曜日までの6日間（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、1月3日、12月30日及び12月31日を除く。）を標準とします。

(2) 開所時間

午前9時から午後5時までの8時間を標準とします。

4 指定管理者が行う業務の範囲及び管理運営に関する基本的な考え方

(1) 業務の範囲

① 事業の実施に関する業務

ア 徳島市デイサービスセンター条例（平成3年徳島市条例第26号。以下「条例」という。）第3条各号に掲げる事業の実施に関する事。なお、条例第3条第4号に掲げる事業については、現在徳島市は配食サービス事業を委託しております。また、指定管理者において地域福祉の推進に関する自主事業を実施していただきます。

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を受けること。

ウ 条例第7条各号に掲げる利用の制限に関する事。

② センターの維持管理に関する業務

(2) 管理運営に関する事

① 指定管理者の収入

次に掲げる収入とします。なお、徳島市が指定管理者に支払う指定管理料はありません。
ア 介護保険事業については、介護給付費、条例第8条に規定する利用料金及び食費、おむつ代等の実費とします。

イ その他の事業については、別に定める基準に基づき支払う委託料等及び実費とします。

② 徳島市への納付金

介護保険事業収入の1%または管理運営業務仕様書に定める額のいずれか低い額を徳島市に納付していただきます。納付の方法等詳細は協定書締結時に定めます。

③ 事業報告とモニタリングについて

毎年度終了後、センターの管理業務が適正に運営されているかどうかを確認するために、事業報告書を提出するものとし、併せてモニタリング等を実施します。

④ その他

指定管理者は、個人情報保護の体制をとり、職員に周知徹底してください。また、緊急時の対策及び防犯・防災対策についても十分留意してください。

5 職員及び職員数

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）の規定により定員（第2-2「通所介護事業の定員」参照）に対して必要な職員を配置してください。

また、徳島市の委託事業及び自主事業が円滑に実施できるよう配慮してください。

6 指定期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間の予定です。

7 備品の取り扱い

平成29年3月31日までのセンターにおける指定管理者に対して、徳島市が無償で貸与している備品及び徳島市に帰属する備品については、平成29年4月1日からの指定管理者に無償で貸与します。

その他の物品については、指定管理者の負担とします。

8 施設等の修繕

施設の原型に変更を加える修繕及び模様替えは、徳島市と指定管理者の協議により行うこととしますが、その他の修繕（施設の劣化した部分・部材又は低下した性能・機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させるものをいう。）については、指定管理者の負担を基本とします。

第3 申請資格

センターの指定管理者の指定を申請することができる団体の資格は、次のとおりとします。

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。（個人での応募は不可）
- (2) センターの管理運営を安定的かつ円滑に行える団体であること。
- (3) 複数の団体がグループを構成し、申請することも可能とする。
ただし、グループで申請する場合の条件は、次のとおりとする。
 - ① グループの所在地、名称を設定し、その構成する団体の中で代表となる団体を定めること。
 - ② グループの構成団体は、下記(4)及び(5)の要件をすべて満たすこと。
 - ③ 構成団体間で協定書等を締結し、代表団体へ必要事項を委任すること。
 - ④ グループの構成団体は、他のグループの構成団体となったり、又はその団体単独で申請することはできない。
 - ⑤ 単独で申請した団体は、他のグループの構成団体となることはできない。
- (4) 徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第2項に該当しない者

であること。

- (5) 団体及びその代表者が、次の項目に該当しないこと。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
 - ② 租税公課を滞納している者。
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続を行っている者。
 - ④ 徳島市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止又は指名回避等の措置を受けている者。
 - ⑤ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、徳島市又は他の地方公共団体から指定の取消しを受け、当該処分の日から起算して2年を経過しない者。
 - ⑥ 労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする労働関係法令を遵守していない者。
 - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団。暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体。
 - ⑧ 役員（団体の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 暴力団の構成員等

第4 申請方法等

要項等の配布から選定までのスケジュールは次のとおりです。

- ① 平成28年 8月 1日 ~ 平成28年 9月16日 要項等の配布
- ② 平成28年 8月 1日 ~ 平成28年 8月15日 現地説明会の受付
- ③ 平成28年 8月17日 午後1時30分~ 現地説明会
- ④ 平成28年 8月 1日 ~ 平成28年 8月19日 質疑の受付
- ⑤ 平成28年 8月下旬 質疑の回答
- ⑥ 平成28年 9月 1日 ~ 平成28年 9月16日 申請書類の受付
- ⑦ 平成28年10月上旬~中旬 審査選定
- ⑧ 平成28年11月 1日 選定結果の通知及び公表

1 募集要項の公表及び配布

募集要項は、平成28年 8月 1日（月）から徳島市のホームページ上で公表します。

なお、関係書類は、平成28年 8月 1日（月）から平成28年 9月16日（金）の午前8時30分~午後5時まで、徳島市保健福祉部福祉事務所介護・ながいき課の窓口において配布を行います。ただし、土日祝日は除きます。

郵送を希望する場合は、250円切手を添付し宛先を明記した返信用定形外封筒（角形2号A4判用）を同封の上、介護・ながいき課まで御請求ください。（平成28年9月9日（金）必着）

2 現地説明会

現地説明会は次のとおり行います。

- (1) 現地説明会の開催日時等
平成28年 8月17日（水） 午後1時30分から
集合場所は、センターの玄関前とします。
- (2) 現地説明会の参加資格
本要項中「第3 申請資格」を満たす団体又はグループに所属する者とします。
- (3) 現地説明会の参加申込み方法

団体又はグループの名称、参加者（1団体又はグループにつき2名までとします）の所属及び氏名、担当者連絡先（所属、氏名、電話番号）を記入の上、平成28年 8月15日（月）午後5時までに、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで介護・ながいき課に送付又は持参によりお申込みください。

3 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は次のとおり行います。

(1) 質疑者の資格

本要項中「第3 申請資格」を満たす者とします。

(2) 質疑の方法

質問書（別紙10）により、平成28年 8月19日（金）午後5時までに、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、介護・ながいき課に送付又は持参してください。

(3) 回答

回答については、8月下旬、市のホームページ上で公表します。

4 申請方法

次のとおり、申請書類を御提出ください。

(1) 提出書類

次に掲げる書類を御提出ください。

① 指定管理者指定申請書（グループの場合、グループの代表者が申請者となります。）（様式第1号）

② 指定管理者指定申請者連絡先（様式第2号）

③ 申請団体に関するもの（グループの場合、グループを構成する全ての団体についてご提出ください。）

ア 定款、寄附行為、規約その他これに類する書類（最新のもの）

イ 法人にあっては法人の登記簿謄本及び役員名簿、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（最新のもの）

ウ 申請を行う日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書等の財務状況を示す書類（設立初年度の団体にあっては、これに替えて設立時における財産目録）

エ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書

オ 納税証明書（法人税、消費税及び法人市民税）

カ 団体の概要（様式第3号）

④ 事業計画・収支計画に関するもの

ア 管理に係る事業計画書（別紙1～7）

イ 管理に係る収支計画書（別紙8）

⑤ 誓約書（様式第4号）

⑥ 申立書（別紙9）（納税義務がない税の種類がある場合のみご提出ください）

⑦ 申請グループに関するもの（グループの場合のみご提出ください）

ア グループ構成団体届（様式第5号）

イ 委任状（様式第6号）

ウ グループの協定書、規約その他これに類する書類

エ グループ内における各団体の役割及び責任分担が確認できる書類

(2) 申請の方法

提出書類の受付期間：平成28年 9月 1日（木）～平成28年 9月16日（金）
（午前8時30分から午後5時まで、土日除く）

提出場所：徳島市幸町2丁目5番地
徳島市保健福祉部福祉事務所介護・ながいき課（徳島市役所南館1階）
電話：088-621-5176

申請書類一式を持参の上、ご提出ください。

郵送、FAX、電子メールによる申請の受け付けはいたしません。

提出部数 : 正本1部、副本9部の計10部

5 その他

(1) 関係法令の遵守

申請書類の作成にあたっては、関係法令を遵守してください。

(2) 追加書類の提出

徳島市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した申請書類を、書き換え、差し換え又は撤回することはできません。

(4) ヒアリング等の実施

徳島市が必要と認める場合は、申請書類の提出後に、申請者に対してヒアリングを実施し、また、プレゼンテーションを行っていただくことがあります。

(5) 申請者が運営する施設の実地調査

徳島市が必要と認める場合は、申請者が運営する施設の実地調査を行います。

(6) 著作権

申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、徳島市は指定候補者の選定の公表等必要な場合には、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。また、徳島市は事業計画等申請書類の内容及び指定候補者の選定結果を公表する場合があります。

(7) 特許権

申請内容に、特許権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利を用いる提案があり、これらを用いた結果生じる事象に係る責任は、すべて申請者が負うこととします。

(8) 提供資料の目的外使用禁止

徳島市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、徳島市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

(9) 費用の負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用は、すべて申請者の負担とします。

(10) 返却

申請書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

(11) 申請の辞退

申請の辞退は、選定委員会開催の前日までに限り、書面をもって行うことができます。

第5 選定方法

1 選定方法

選定委員会において、申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に、選定基準に基づき書類審査を行い、指定管理者として最も適切な優秀者（以下「優秀者」という。）を選定します。選定委員会は、この結果を徳島市に報告します。

2 選定基準

審査は次に掲げる項目により行います。

- (1) 団体の基本的事項、取組みへの意欲や熱意
- (2) 市民の平等な利用の確保等
- (3) 施設の効用を最大限に発揮できる提案内容
- (4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人的能力・物的能力の保有状況等
- (5) 管理経費の縮減
- (6) 危機管理の体制

- (7) 法令等の遵守状況
- (8) 施設の特性に応じた個別事項
- (9) その他の事項

3 指定管理者の候補の選定

徳島市は選定委員会より審査結果の報告を受け、優秀者を優先交渉権者として両者の間で事業計画に関する内容のほか、事業報告及び管理業務の停止に関する事項、個人情報の保護、責任区分、緊急時の対応等の細目に関する協議が整った段階で指定管理者候補者（以下「指定候補者」という。）として選定します。なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には協議を中止し、選定委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うこととします。

また、指定候補者の選定結果は、申請者全員（グループの場合は代表団体）に文書で通知するとともに、申請の概況（経過、申請者名等）、審査内容の概要等について公表します。

4 選定委員会

選定委員会の構成は次のとおりです。

職名(分野)	人数(人)
学識経験者	1
公認会計士	1
介護保険に規定する第一号被保険者の代表	1
市職員	2

第6 指定管理者の指定及び協定締結

1 指定管理者の指定

指定候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、徳島市議会に指定候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、徳島市は、指定管理者の指定に関する市議会の議決が得られないことにより指定候補者に生じた損害を負担しません。

2 協定の締結

指定管理者の指定の議決後、徳島市と指定管理者は、先に実施した細目に関する協議の内容に基づきセンターの管理運営に関する協定を締結します。

第7 留意事項

1 指定の取り消し

- (1) 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合

指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合など、指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、徳島市は指定の取り消し、又は、本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。この場合、徳島市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとし、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても、徳島市はその賠償の責めを負わないものとします。

- (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

不可抗力の発生又は法令変更により本業務の継続等が困難と判断した場合は、徳島市と指定管理者とにより協議を行うものとします。一定期間内に協議が整わない場合、徳島市は事前に書面で通知することにより指定の取り消しができるものとします。

- (3) 指定が取り消された場合の業務の引き継ぎ

指定が取り消された場合、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なくセンターの管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 審査の対象、優先交渉権者又は指定候補者からの除外

申請者が次に掲げる事項に該当したときは、その者を審査の対象、優先交渉権者又は指定候補者から除外します。

なお、優先交渉権者又は指定候補者から除外した場合は、選定委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うこととします。

- (1) 選定委員会の委員又は本件業務に従事する徳島市職員若しくは徳島市関係者に対し、本件申請について不正な接触の事実が認められた場合
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合
- (3) この募集に対して複数の申請を行った場合
- (4) 指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合
- (5) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (6) 申請者のグループが、グループとしての能力や存在をなくした場合
- (7) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと徳島市が認めた場合
- (8) その他不正な行為があったと徳島市が認めた場合

3 その他

- (1) 管理運営業務の内容及び履行方法等の詳細は、管理運営業務仕様書に従ってください。
- (2) 指定管理者は、センターを利用して、団体の活動の一環として他の施設等で行う事業の勧誘等営利を目的とする活動、公序良俗に反する活動、政治的活動及び宗教的活動を行うことはできません。
- (3) 介護保険制度の見直しに伴う法改正等により、本募集要項の中で示している指定施設の運営条件の一部（運営事業、利用者料金、職員数等）が変更になることがありますので、あらかじめ御了承ください。
- (4) 指定管理の指定期間中、施設の老朽化等により大規模修繕が行われた場合、修繕が行われている間は、第2-4(1)「業務の範囲」に掲げた業務の一部、または全部が行えなくなる場合があります。

第8 問い合わせ先

徳島市保健福祉部福祉事務所介護・ながいき課
〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
TEL 088-621-5176
FAX 088-624-0961
電子メールアドレス kaigo_nagaiki@city.tokushima.lg.jp